

○千葉県卸売市場条例施行規則の改正案（要旨）

1 改正の理由

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号）が平成 30 年 6 月 22 日付けで公布され、地方卸売市場の開設について許可制度から認定制度へ移行することに伴い、千葉県卸売市場条例へ委任されていた事項が法律及び政省令へ規定されたため、千葉県卸売市場条例を廃止する等の条例（令和元年千葉県条例第 28 号）が令和元年 12 月 27 日付けで公布されました（法、条例ともに令和 2 年 6 月 21 日施行）。

法改正及び条例廃止に対応するため、千葉県卸売市場条例施行規則を改正します。

2 改正（案）の内容

（1）法及び条例を策定根拠としている規定等の改正

卸売市場法の改正により法や政省令で定められることとなった規定を削除します。

また、千葉県卸売市場条例の廃止に伴い、条例を策定根拠としていた申請書及び届出書等の様式及び添付書類に係る規定等を削除します。

なお、根拠となる法律の規定に変更のない検査員証の様式については、従前のおり規定します。

（2）題名の変更

立入検査を行う職員の検査員証の様式のみを規定する規則となるため、題名を「卸売市場法に基づく立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定める規則」に変更します。

3 施行予定年月日

令和 2 年 6 月 21 日

4 関係規定（改正卸売市場法）

第 12 条・・・報告及び検査